

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

研究分担者 氏名 前田晃秀 認定 NPO 法人東京盲ろう者友の会
東京都盲ろう者支援センター センター長／独立行政法人国立病院機構
東京医療センター 臨床研究センター聴覚・平衡覚研究部聴覚障害研究室・研究員

研究要旨

同行援護と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の業務、および従来の同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修における違いや重なり等を評価し、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目案を作成した。その結果、新たな同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）28時間のうち、15時間が免除に該当することが示唆された。

A. 研究目的

同行援護および盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業における支援者は、それぞれ国がカリキュラムを定めた研修受講が要件となっており、各都道府県が規定に従い研修を実施している。両者には「視覚障害者の移動支援」という共通点があるが、養成カリキュラムは別々に定められており、一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかとの意見もある。

これらを踏まえ、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案と盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの比較をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目案を作成することを目的とした。

B. 研究方法

比較の材料とするのは、同行援護従業者養成は、令和3年度厚生労働科学研究「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」研究班編『同行援護従業者養成研修試行研修（講義）テキスト』、および『同行援護従業者養成研修試行（演習）プログラム』である。一方、盲ろう者向け通訳・介助員養成は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画

課自立支援振興室長『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』（障企自発 0325 第1号、平成25年3月25日）、および社会福祉法人全国盲ろう者協会編著『盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書』である。

これらの資料をもとに、同行援護従業者と通訳・介助員との養成カリキュラムにおける、科目ごとの共通性および差異について比較したうえで、免除科目に該当するかどうかを検討した。

なお、通訳・介助員養成カリキュラムについては、都道府県地域生活支援事業という特性もあり、全国共通のカリキュラムとはなっていない。

『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』によると、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」は、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間で構成され、「最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある」、「必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される」としている。

一方、現状について、2019年度の通訳・介助員養成研修の実績を調査した結果によると、回答および実施した実績のあった39都道府県の時間数は、平均

値 54.6 時間、中央値 50.0 時間、最頻値 42.0 時間であった（全国盲ろう者協会、2021）。

これらの結果から、多くの自治体においては、必修科目 42 時間を越える研修を実施しており、地域の実情に応じた選択科目が組み入れられていることが考えられる。しかしながら、同調査では、どのような選択科目が組み入れられているか明らかにしておらず、その点を明らかにする他の調査研究も存在しない。

上記のことから、比較においては、最頻値でもある 42 時間の必修科目を盲ろう者向け通訳・介助者養成カリキュラムを主として採用した。ただし、必修科目では該当しない、もしくは該当する内容が限定的である場合について、選択科目での該当科目の有無についても、合わせて検討した。

C. 研究結果

（１）「外出保障」（１時間）

「外出保障」においては、「１．外出保障という考え方」、「２．視覚障害者の外出保障の歴史」、「３．視覚障害者の外出保障の現状」という、視覚障害者支援の理念とともに、その歴史と現状について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助者養成研修の科目が「盲ろう者概論」（２時間）および「盲ろう者の日常生活とニーズ」（２時間）である。

「盲ろう者概論」では、『手引書』において、「６．盲ろう者のニーズと通訳・介助」で、通訳・介助員の目指すものとして、コミュニケーション、情報入手とともに「移動」についての自由を保障することが明記されている。また、「７．盲ろう者の地域生活の状況」において、全国調査の結果も踏まえながら盲ろう者の外出の現状について、「８．日本の盲ろう福祉の流れ」では通訳・介助者派遣事業の展開を中心とした歴史について、記されている。

「盲ろう者の日常生活とニーズ」は、通訳・介助者養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する」ことが目的とされ、「盲ろう者による講演を中心に組み立てる」とある。『手引書』では、盲ろう者の成育歴

や日常生活の状況についての３事例が紹介されており、うち２事例について、外出や移動の困難とそれを解消するための方法について言及されている。実際の講義においても、盲ろう当事者からの講演により、外出にあたっての困難やその支援の必要性についての具体的な指導が期待できる。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計４時間になることから、「外出保障」に関する内容を通訳・介助者養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（２）「視覚障害の理解と疾病」（１．５時間）

「視覚障害の理解と疾病」においては、「１．視覚障害と疾病」、「２．障害と疾病の理解」が取り上げられており、視覚障害者が抱える情報障害やコミュニケーション障害といった社会的な困難さ、および、視覚障害の症状や原因疾病について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助者養成研修の科目が「視覚・聴覚障害の理解」（２時間）および「盲ろう者概論」（２時間）である。

「視覚・聴覚障害の理解」では、『手引書』において、「１．盲ろうとなる原因疾病」「２．見えにくさについて」で、視覚障害を引き起こす原因疾患や症状について、記述されている。

「盲ろう者概論」では、移動とともに、情報入手やコミュニケーションの困難さについて、記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計４時間になることから、「視覚障害の理解と疾病」に関する内容を通訳・介助者養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（３）「視覚障害者（児）の心理」（１時間）

「視覚障害者（児）の心理」においては、「１．障害者の心理を学ぶ前に」、「２．全盲の心理」、「３．ロービジョンの心理」、「４．視機能が低下していく心理」、「５．障害発生時期と心理」、「６．外出時の心理」といった、視覚障害の状態や発症時期、場面に応じた心理について記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「盲ろう疑似体験」（２時間）、「視覚・聴覚障害の理解」（２時間）、「盲ろう者の日常生活とニーズ」（２時間）、および「盲ろう者概論」（２時間）である。

「盲ろう疑似体験」は、標準カリキュラムにおいて「視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされ、全盲ろう、全盲難聴の状態での心理を体験的に理解することが目的とされている。

「視覚・聴覚障害の理解」は、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット）、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする」とされており、弱視の状態とその心理について体験的に理解することが可能と考えられる。

「盲ろう者の日常生活とニーズ」は、盲ろう者による講演を中心に組み立てるとなっており、日常生活における課題とともに、その課題に直面した際の心理についての指導が期待できる。また、『手引書』で紹介されている３事例においても、視覚障害の状態や発症時期、場面に応じた心理が具体的に記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計６時間になることから、「視覚障害者（児）の心理」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（４）「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」（１．５時間）

「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」においては、「１．障害者福祉の動向」、「２．障害者福祉に関連する法律」、「３．障害者総合支援法」、「４．視覚障害に関する施設等」、「５．障害者を対象としたその他の制度」といった、障害者福祉の歴史的展開や現行の関連法、法に基づいた視覚障害者対象のサービス等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「盲ろう者概論」（２時間）、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（２時間）、および「盲ろう者福祉制度概論」（２時間）である。

「盲ろう者概論」では、通訳・介助員派遣事業の歴史的展開について、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、通訳・介助員派遣事業の詳細について、記述されている。しかしながら、障害者福祉の歴史的展開や現行の関連法、法に基づいた視覚障害者対象のサービス等について、記述はない。

一方、「盲ろう者福祉制度概論」においては、障害者福祉の歴史的展開についての記述はないものの、現行の関連法や視覚障害者対象のサービスについての記述がみられる。

必修科目である「盲ろう者概論」や「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、視覚障害者（児）福祉の制度とサービスについての説明が十分になされていないことから、必修科目のみでは、「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」に関する同等の内容を通訳・介助員養成研修で学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう者福祉制度概論」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数が２時間になることから、「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（５）「同行援護の制度」（１時間）

「同行援護の制度」においては、「１．同行援護以前の外出支援制度の歴史」、「２．制度の概要」、「３．他の外出支援制度との関係」、「４．同行援護の課題」といった、同行援護制度に至る歴史や同行援護制度の内容と課題等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう者福祉制度概論」（２時間）である。

「盲ろう者福祉制度概論」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて「盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する」ことが目的とされている。『手引書』は盲ろう者支援加算新設以前の2016年に発行されたため、同行援護についての記述は限られるものの、同行援護での盲ろう者支援加算が導入された現在においては、重点的に取り上げられることが期待できる。

しかしながら、必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「同行援護の制度」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう者福祉制度概論」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数が2時間と設定されていることから、「同行援護の制度」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(6) 「同行援護従事者の実際と職業倫理」(2.5時間)

「同行援護従事者の実際と職業倫理」においては、「1. 同行援護従業者の業務について」、「2. 実際の派遣に関して」、「3. 活動中の留意点」、「4. ガイド中の体調変化と事故対応について」、「5. 対人援助としての同行援護と従事者の職業倫理」、「6. 同行援護の実際」といった、同行援護の業務の具体的な内容や従業者としての心構え・倫理等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(2時間)、「通訳・介助員の心構えと倫理」(2時間)、および「盲ろう疑似体験」(2時間)である。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」は、「通訳・介助員の業務」、「通訳・介助員が必要とされる場面」、「通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ」、「通訳・介助業務の実際」であり、通訳・介助員派遣事業における業務の流れ

や具体的内容について、記述されている。「通訳・介助」を「同行援護」と読み替えることのできる内容となっている。

「通訳・介助員の心構えと倫理」については、「5. 対人援助としての同行援護と従事者の職業倫理」に対応する内容が記述されている。

「盲ろう疑似体験」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされており、疑似体験をふまえ、支援上留意点を学習する内容にもなっている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計6時間になることから、「同行援護従事者の実際と職業倫理」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(7) 「情報提供」(2時間)

「情報提供」においては、「1. 情報提供とは」、「2. 情報提供の内容」、「3. 場面別情報提供の実際」、「4. 情報提供時の配慮」といった、従業者から利用者への情報提供の内容や方法、配慮等について記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう通訳技術の基本」(2時間)、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(2時間)、および「盲ろう者福祉制度概論」(2時間)である。

「盲ろう通訳技術の基本」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて「盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する」ことが目的にされている。また、『手引書』においても、「1. 一対一のコミュニケーションにおける配慮」、「2. 通訳」、「4. 説明」、「6. 通訳技術の活用における留意点」の各項目において、情報提供の内容や方法、配慮等について記述されている。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、『手引書』の「4. 通訳・介助業務の実際」において、場面ごとの情報提供例について、具体的に記述されている。

「盲ろう疑似体験」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされており、『手引書』においても、「疑似体験をふまえ、盲ろう者と接するうえでの基本的配慮（名前を言う、放置しない、ゆっくり話すなど）の重要性を学習する」とされており、情報提供について、疑似体験をふまえ学習する内容になっている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計6時間になることから、「情報提供」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（８）「代読・代筆」（１．５時間）

「代読・代筆」は、「１．代読」、「２．代筆」、「３．場面別代読・代筆についてのポイント」といった内容で構成され、書類や掲示物の代読、文字やチェックの代筆について、支援の流れや留意点等が記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう通訳技術の基本」、（２時間）、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（２時間）、「盲ろう通訳技術の実際」である。

「盲ろう通訳技術の基本」において、『手引書』では、環境情報の伝達のひとつとして、商品やメニューの紹介について記述されている。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」において、『手引書』では、通院の場面における代筆・代読の流れや留意点について記述されている。

「盲ろう通訳技術の実際」において、『手引書』での指導例として、ポストカードへのメッセージの代筆が演習課題の例として記述されている。

必修科目「盲ろう通訳技術の基本」や「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」において、代読・代筆も指導内容に入っているものの、いずれも講義形式である。同行援護従業者養成における「代読・代筆」は実習科目であり、代読・代筆に関する実技の割合も多いと考えられるが、その実技を実施する時間が必修科目では確保されていない。上記のことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員

養成研修では、「代読・代筆」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう通訳技術の実際」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、必修科目の内容と合わせて、「代読・代筆」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（９）「誘導の基本技術」（７時間）

「誘導の基本技術」は、「基本姿勢、歩行・曲がる」、「狭所通過」、「ドア通過」、「屋内歩行」、「いすへの誘導」、「段差・階段」といった内容で構成されている（試行研修・演習課題より）。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅰ」（２時間）、「通訳・介助実習Ⅰ」（４時間）、「盲ろう疑似体験」（２時間）である。

「移動介助実習Ⅰ」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する」ことが目的となっている。『手引書』の第１２章「盲ろう者の移動介助の基本」において、「誘導の基本技術」で構成されている内容はすべて記述があり、紹介されている技術としても、視覚障害者の基本的な誘導介助技術に沿った中身になっている。

「通訳・介助実習Ⅰ」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「基本的な通訳・介助の技術を習得する」ことが目的となっており、『手引書』では、「食事、買い物など、生活場面での通訳・介助を想定し、できれば屋外へ出かけた実習とする。設定した課題を行い、指定された時間内に会場に戻ることができるようなコースや実習内容とする」といったことが示されている。

「盲ろう疑似体験」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」ことが目的となっており、『手引書』では、指導例として、二人一組になり交

互に盲ろう者役と誘導役を体験する方法が記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計8時間になることから、「誘導の基本技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(10) 誘導の応用技術(場面別・街歩き)(5時間)

「誘導の応用技術」は、「環境に応じた歩行」、「さまざまな階段」、「エレベータ」、「トイレ」、「窓口やカウンター(代筆・代読)」、「病院・薬局」、「金銭・カード」、「食事」、「雨・雪の日」、「会議・式典・研修など」、「冠婚葬祭」、「盲導犬ユーザーへの対応」、「車いす利用の視覚障害者への対応」といった内容で構成されている(試行研修・演習課題より)。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅱ」(8時間)、「通訳・介助実習Ⅱ」(6時間)である。

「移動介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは「応用的な移動介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用移動介助技術(エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用)を想定した実習」を内容としている。

「通訳・介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「応用的な通訳・介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用通訳・介助技術(第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面)を想定した実習」となっている。

これらの内容は「誘導の応用技術」と同様の内容と考えられるものの、「移動介助実習Ⅱ」および「通訳・介助実習Ⅱ」は選択科目である。

必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「誘導の応用技術」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数がそれぞれ

5時間以上に設定されていることから、「誘導の応用技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(11) 交通機関の利用(4時間)

「車の乗降」、「バスの乗降」、「電車の乗降」、「船・飛行機の乗降」、「エスカレーターの利用」、「環境に応じた歩行」(繁華街)といった内容で構成されている(試行研修・演習課題より)。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅱ」(8時間)、「通訳・介助実習Ⅱ」(6時間)である。

「移動介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは「応用的な移動介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用移動介助技術(エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用)を想定した実習」を内容としている。

「通訳・介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「応用的な通訳・介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用通訳・介助技術(第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面)を想定した実習」となっている。

これらの内容は「誘導の応用技術」と同様の内容と考えられるものの、「移動介助実習Ⅱ」および「通訳・介助実習Ⅱ」は選択科目である。

必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「誘導の応用技術」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数がそれぞれ4時間以上に設定されていることから、「誘導の応用技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

D. 考察

(1) 免除科目

結果および考察をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修の受講の際に免除できると考えられる科目は、次の通りとなる。

形態	科目	時間
講義	外出保障	1
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5
講義	視覚障害者（児）の心理	1
講義	同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5
講義・演習	情報提供	2
実習	誘導の基本技術	7

（２）受講科目

研究結果をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が新たな同行援護従業者養成研修カリキュラムに受講の際に、受講が必要と考えられる科目は次の通りとなる。

形態	科目	時間
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5
講義	同行援護の制度	1
講義・演習	代筆・代読	1.5
実習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5
実習	交通機関の利用	4

（３）選択科目に対応する科目の免除

上記（２）受講科目に該当する通訳・介助員養成研修の選択科目を自治体、受託団体等の裁量により実施している場合に、自治体の判断により免除できると考えられる科目は次の通りとなる。

同行援護	通訳・介助員派遣
視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	盲ろう者福祉制度概論
同行援護の制度	盲ろう者福祉制度概論
代筆・代読	盲ろう通訳技術の実際
誘導の応用技術（場面別・街歩き）	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ
交通機関の利用	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ

E. 結論

新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案と盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの比較をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従

業者資格を取得する際の免除科目案を作成した。

その結果、新たな同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）28時間のうち、15時間が免除に該当するという結果になった。

上記により、受講する時間数の合計は現行の同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）の20時間から7時間減じた13時間となる。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2016) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2021) 2020年度「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」・「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書